

養蜂等振興強化推進補助対象経費

養蜂等振興強化推進に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・ 耐用年数が経過するまで（樹木については、蜜源としての効果が得られるまで）は、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・ 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費 ・ 植栽に要する運搬用車両及び重機の借り上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の借り上げ経費（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業に限る。）については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	

	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料にかかる経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	<p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蜜源植物の植栽・管理に必要な種子、肥料等の資材等 ・ 実証・展示ほ場で必要となる肥料や農薬等の生産資材 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門家旅費	事業を実施するために直接必要な情報収集等を行うための旅費として専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本	・ 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らか

		事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	にすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合